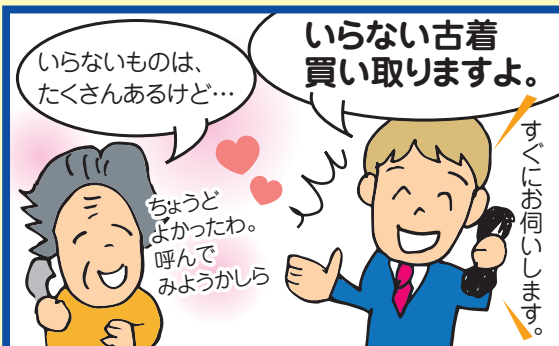


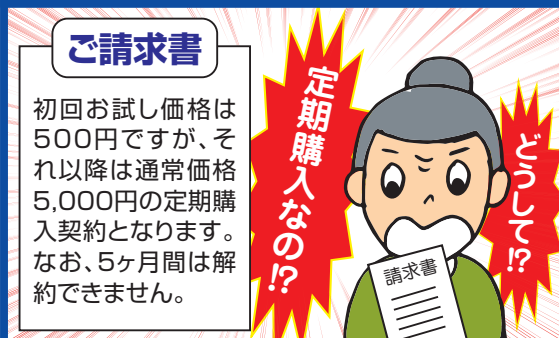
- 不意に訪れ点検を勧めてくる事業者に注意し、**簡単に家に入れないように**しましょう。
- 「今だけ値引きする」など言葉巧みに追加契約をせかず悪質な手口には注意しましょう。
- 契約する場合、複数社から見積もりを取り、周りの人にも相談して、サービス内容や料金を十分に検討しましょう! (見積もりは有料の場合もあるので事前に確認を!) 普段から**住宅メーカーや施工業者等に緊急時の対応について相談しておく**と安心です。

● 点検商法



- 古着など何でも買い取るとうたいながら、それらには目もくれず、貴金属を見せるよう強引に迫ってくる悪質な事業者に注意し、**簡単に家に入れないように**しましょう。なお、依頼をしていないのに、突然家に来て買い取りをすることは法律で禁止されています。
- 買い取りに了承した場合でも、契約書などの書面を受け取ってから8日間は**クーリング・オフ**できますので、あきらめずに消費生活センターにご相談下さい。

● 訪問購入



- テレビショッピングやインターネット通販などで、「初回」「モニター」「お試し」などの表現があれば、定期購入の可能性があります。支払い総額は? 契約期間は? 解約や返品は可能か? など、大事な条件は申込内容の**最終確認画面などで注文前によく確認**しましょう!
- トラブルに備えて、注文内容や事業者への連絡履歴などの記録を保存しておきましょう!

● お試し購入

こんな手口に気をつけて!

「188」って何のこと？

アナウンスに従って、自宅の郵便番号を入力すると最寄りの消費生活センターにつながる全国共通の電話番号です。

消費生活センターでは、トラブル解決のための助言を行うだけでなく、相手事業者との交渉のお手伝い（あっせん）や、より適切な窓口の紹介も行います。



ご相談は、相談者自身の被害回復に役立つだけでなく、消費者向け注意情報への活用、事業者の指導・処分、法整備などを通じて、ほかの方への被害拡大を防ぐためにも役立ちます。



兵庫県立消費生活総合センター

〒650-0046 神戸市中央区港島中町 4-2

消費生活相談 **078-303-0999**



- 実際には異常がないのに警告表示で不安をあおり電話をかけさせる事業者がみられます。決して電話をかけないでください!
- クレジットカード情報は入力しないでください! 入力した場合、クレジットカードでの請求が続く場合がありますので、放置せず消費生活センターにご相談を!
- 偽警告画面かどうか判断が難しい場合は IPA 安心相談窓口へご相談ください。
(<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/>)

●セキュリティサポート



- 焦らずに止水できるよう、普段から止水栓（バルブ）の位置を確認しておきましょう!
- 複数社から見積もりを取り、周りの人にも相談して、サービス内容や料金を十分に検討しましょう! (見積もりは有料の場合もあるので事前に確認を!) 普段から住宅メーカーや施工業者等に緊急時の対応について相談しておくで安心です。
- 納得できない料金やサービス内容を提示されたら、きっぱりと契約を断りましょう!

※その他、鍵の紛失、害虫駆除等も要注意です。

●くらしのレスキューサービス